

史料紹介

私立有漢教員養成所學則(その二)

遠藤健治

美作大学・美作大学短期大学部紀要  
(通巻第55号抜刷)

報告・資料

史料紹介

私立有漢教員養成所學則（その二）

An introduction to historical documents : rules and regulations of Ukan Private Institute of Teacher Training (2)

遠藤 健治

キーワード：教員養成、小学校教員、岡山県、私立有漢教員養成所

一、小論の目的

小論は、「史料紹介 私立有漢教員養成所學則（その二）」（美作大学・美作大学短期大学部、『紀要』第四二号・第五四号、平成二十一年、一ページ〜九ページ）を継承し、岡山県下に展開された小学校教員養成所（以下、養成所と略記）のうち私立有漢教員養成所を取り上げ、元有漢町教育委員会社会教育指導員 蛭田禎男氏の所蔵する岡山県上房郡私立有漢教員養成所編、『沿革史』、発行年不明（大正五年頃と推測される）、一三ページから一七ページに掲載される「私立有漢女子准教員養成所學則」を紹介する。

既に養成所の性格は、前掲の「史料紹介 私立有漢教員養成所學則（その二）」においても言及したが、改めて次のように整理される。

（一）「県訓令第八五号（明治三四年十一月六日）」による「郡市立准教員養成所二関スル規程」、「県令第二七号（明治三十七年三月二六日）」に

よる「小学校教員養成所規程」、再度「小学校教員養成所規程」の名称のもと両者を統合した「県令第七号（明治四一年一月三日）」、更にそれを発展的に改めた「県令第五八号（大正一一年八月二二日）」により設置された。

（二）免許状取得のための検定試験、若しくは師範学校程度に準じ、公、私学であるかを問わず、独立され、また小、中、（高等）女学校等に付設される、あるいは正規の教育課程のうちに含まれる等、多様な形態により創設された。

（三）全国的にも頻見された郡市立准教員養成所と共に、私学による正教員養成の実践も取り込み、後年には私立教員養成所により主流が占められた。そのうちには、高名な裁縫師匠の存在を背景に、その手による裁縫私塾等を源流とする裁縫専科正教員養成所も多く認められた。

（四）小学校本科正教員、尋常小学校本科正教員、尋常小学校准教員、小学校（裁縫）専科正教員の総て、あるいは何れかの供給を目的として設置された。なかでも尋常小学校准教員の養成にあたっては、師範学校予科としての役割も果たされた。

（五）養成所によつては師範学校本科第二部の創設に先立ち、中学校、高等女学校卒業生等の中等学校卒業生を対象に含み、数ヶ月から数年の修業期間により、一方で教職歴を問わず、一定の学歴を備える者を教員社会に誘導し、新規免許状の取得が、他方で学歴を問わず、現職教員及び有資格者に研修の機会を提供し、上位免許状の取得が促された。

（六）修了者には、無試験検定、あるいは臨時試験検定受験といった特典が付与され、養成と検定との極めて緊密な関係のもと、円滑な免許状の取得と、その教員社会への確保が図られた。

そして、養成所研究の意義は次のように列記される。

（一）岡山県下においては、師範教育史も十分に解明されていない現状を踏まえ、県下教員養成の一端を明らかにすることができる。

（二）なかでも養成所は、後年その多くが私立教員養成所により占められ、師範学校といった公学とは全く別個に運営されたことから、岡山県下に

おける私学による教員養成の実相を明らかにすることができる。

(三) そして養成所は、裁縫科教員の供給にも大きな役割を果たし、少なからざる女子へ教育機会を提供したことから、岡山県下における女子教育隆盛の一因を明らかにすることができる。

ところで、養成所については、既に牧昌見<sup>①</sup>、山田昇<sup>②</sup>、佐藤幹男<sup>③</sup>、加島大輔<sup>④</sup>、山本朗登<sup>⑤</sup>による言及が認められる。そのうち、加島によつては、他府県の養成所も含めた教員養成制度上の位置付けが検討されている。しかし、牧、山田によつては府県における師範学校本科第二部創設の機運の高まりを示す一事例として、佐藤によつては師範学校講習科以外の府県、郡市においては師範学校講習科における養成機能を探る対比のための一事例として取り上げられているに過ぎない。また、加島も含め、使用史料が養成所創設時の文部省との往還書類にほぼ限定されてもいる。そのため、例えば牧により「実在のほどは未だ確認していない<sup>⑥</sup>」と述べられる等、これら先行研究によつても、右に挙げたような養成所の特質には必ずしも留意されず、長期に亘り養成所の推移を見据え、尚且つその養成や経営等の実態にまで踏み込んだ考察がなされていない。

また、県、郡市、町村史、あるいは後継学校の校史のうちには、断片的ながらも養成所への言及が認められる場合もある。そのうち、最も詳細である『岡山県教育史』下巻<sup>⑦</sup>によつては、唯一網羅的に二六養成所が紹介されている。しかし、同一養成所内であっても、異なった教員を養成する場合は複数の養成所として取り扱われ、それら重複を除くならば実質的には一七所の紹介に止められている。一方、筆者の調査により、現時点でもこれ以外の養成所の所在が確認され、その数は更に多数に上ると推測される。そのため、『岡山県教育史』下巻によつても、県下養成所全体を俯瞰した検討がなされてはいない。

また、現存する養成所関連史料も僅少で、尚且つそれは極めて稀にか閲覧に供されず、小論で取り上げる「学則」に限るならば、真庭郡立

准教員養成所、阿哲郡立准教員養成所、私学興譲館附属教員養成部（現興譲館高等学校）、私立岡山実科女学校教員養成所（現就実高等学校）、佐藤裁縫女学校教員養成部（現ベル学園高等学校）、岡山裁縫教員養成所（現倉敷翠松高等学校）のそれらに止まっている<sup>⑧</sup>。

そこで、小論によつては、「私立有漢女子准教員養成所学則」の供覧の機会を開き、養成所を通し、県下教員養成の実相、延いては戦前の日本における多様な教員養成の全貌解明への手掛かりを提供することを目的としている。

なお、小論で取り上げる有漢女子准教員養成所を含めた私立有漢教員養成所の沿革は、既に「史料紹介 私立有漢教員養成所学則（その一）」において言及していることから、そちらを参照されたい。

## 二、史料の解説

「私立有漢女子准教員養成所学則」は、明治四十二年四月八日、女子准教員養成所が有漢女学校から独立するに伴い制定された<sup>⑨</sup>。その指令を引用するならば、次の通りである<sup>⑩</sup>。

岡山県指令甲第六二七号 上房郡有漢村

佐藤 晋 一

明治四十二年四月三日付申請、私立有漢女子准教員養成所設立ノ件、認可ス、

明治四十二年四月八日 岡山県知事

谷口 留太郎

さて、本則も「私立有漢准教員養成所学則」と同様、「小学校教員養成所ヲ設立セントスルモノハ、本令ノ規程ニ依リ、知事ノ認可ヲ受クヘシ<sup>⑪</sup>」、また「本令ノ規程ニ依ラサルモノハ、小学校教員養成所ト称スルコト得ス<sup>⑫</sup>」とされた「県令第七号」に拠り定められた。

その第三条を引用するならば、次の通りである<sup>⑬</sup>。

第三条 学則中ニ定ムヘキ事項、凡ソ左ノ如シ、

一、養成セントスル教員ノ種別、及定員

一、修業年限、学年、学期、休業日ニ関スル事項

一、学科課程、教授時数等ニ関スル事項

一、授業料、入学科ニ関スル事項

一、寄宿舎ニ関スル事項

一、生徒ノ入退学、及懲戒ニ関スル事項

一、職員ノ服務ニ関スル事項

一、其他、必要ナル事項

こうして本則は、「県令第七号」第三条に倣い、後掲するよう九章二十八条及び四書式から構成された。そこでは、「私立有漢准教員養成所學則」と比べ、女子准教員の養成であることに鑑み、養成科目及び程度、それに伴い教授時数等に相違が持たされたが、やはり「県令第七号」を逸脱せず、定員、入学者の条件、修業期間、養成科目及び程度、教授時数等、養成の主たる内容については県の意向がほぼそのまま反映された。

ところで、これより前、「第三次小学校令（勅令第三四四号、明治三三年八月二〇日）」第一八条においては、「尋常小学校ノ修業年限ハ四箇年トシ」と、義務教育年限が四年間に統一されていた。しかし、併せ発せられた「文部省訓令第一〇号（明治三三年八月二二日）」によつては、「此ノ年限内ニ於テ、小学校ノ本旨トスル道德教育及国民教育ノ基礎、竝ニ生活ニ必須ナル普通ノ知識、技能ヲ授クルハ蓋シ為シ難キ所ナリ」と、小学校教育の本旨に鑑み、より長期の義務教育年限の実現を望みながらも、「国度民情ニ考ヘ、義務教育普及ノ実況」に照らし、それを四年間に止めざるを得なかつた旨が説明された。そして、「修業年限ノ延長ハ、直ニ之ヲ今日ニ実行シ難キモ、将来ノ為ニ予メ其ノ準備ヲ為スハ当ニ務ムヘキ所ナリ」と将来の義務教育年限の延長を前提に、「自今一層義務教育ノ普及ヲ図リ、邑ニ不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ徒ナカラシメ」と就学率の向上が促された。

それと呼応し、「県訓令第七六号（明治三三年二月一八日）」も次のように発せられた<sup>(14)</sup>。

本県ノ教育ハ逐年進歩ノ実ヲ示スト雖モ、未ダ以テ満足スルコト能ハサルモノアリ、客年末ニ於ケル就学ノ歩合ハ、学齡兒童百人中男八十六人余、女六十九人余、平均七十八人余ニ過キス、則チ学齡兒童百人中二十一人余ハ全ク無教育ニ終ラントス、此ノ如キノ情態ニアルハ、国民教育上豈遺憾ナシトセンヤサレハ、此際一層ノ精勵ヲ加ヘ、就学督責ヲ勵行シ、以テ就学兒童ノ増加ヲ企図スヘシ、

かくして「県訓令第七六号」により、「県訓令乙第四〇号（明治二六年七月二八日）」<sup>(15)</sup>「県訓令乙第五二号（明治三〇年二月二八日）」<sup>(16)</sup>と軌を一にする女子就学率の向上とも併せ、県下就学率の向上は促され、明治三八年には就学率九九パーセントが達成された<sup>(17)</sup>。

しかし、それによつては、また「第三次小学校令中改正（勅令第五二号、明治四〇年三月二二日）」第一八条をもつて、「尋常小学校ノ修業年限ハ六箇年トス」と六年制義務教育が実現されるなか、教員不足は更に深刻の度を増し<sup>(18)</sup>、なかでも幼年兒童、あるいは上級女子兒童の教育を受け持つべく、裁縫科教員と共に、女子教員の養成が喫緊の課題となった。してみれば、本来、女子教員供給の中心的役割を果たす岡山県女子師範学校の不安定な経営とも相俟つて<sup>(19)</sup>、その急需に應ずるため、私立有漢教員養成所においては女子准教員養成所が創設され、女子准教員の輩出、並びに師範学校入学者への準備教育がなされることとなった。

### 三、史料の紹介

「私立有漢女子准教員養成所學則」

#### ●第一章 総則

第一条 本所ハ私立有漢女子准教員養成所ト称ス

第二条 本所ハ尋常小學校准教員ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第三条 本所ノ事務及び教授ハ岡山県上房郡有漢女學校内ニ於テ之ヲ行フ

ヨ行フ

第四条 生徒定員ヲ五十名トス

第五条 入学志望者ハ左ノ資格ヲ具フルヲ要ス

一、<sup>（註）</sup> 身体健全品行方正ニシテ小学校教員トナル志望確實ナルモノタルベシ

二、高等小学校（修業年限旧令四ケ年、新令二ケ年）ヲ卒業シタルモノタルベシ

●第二章 修業年限学年学期休業日

第六条 修業年限ハ一ケ年トス

第七条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル之ヲ左ノ三

学期ニ分ツ

第一期四月一日ヨリ七月三十一日ニ至ル

第二期八月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三期翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第八条 休業日ヲ定ムル事左ノ如シ

一、祝日 大祭日

二、日曜日

三、夏期休業日八月一日ヨリ同三十一日ニ至ル

四、冬期休業日十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

五、学年末休業日七日間

●第三章 学科課程及教授時数

第九条 学科課程及教授時数左ノ如シ

学科課程表

学科目	毎週教授時数	課程
修身	二	道德ノ要旨
教育	四	教授法ノ大要
国語	六	講読、作文、習字
算術	四	整数、諸等数、小数、分数 比例、歩合算
地理	四	日本歴史ノ大要
歴史	四	日本地理及外国地理ノ大要

理科 三 博物、物理、化学ノ初歩

図画 二 自在画

唱歌 二 単音唱歌及楽器使用法

体操 三 普通体操及遊戯

裁縫 三 通常衣服ノ裁方縫方繕方保存

計 三三三

●第四章 成績<sup>（註）</sup> 考查

第十条 成績ヲ考查スルニハ日課点並ニ試験ノ成績ニ拠ル 但シ百

点ヲ以テ定點トス

第十一条 試験ヲ分チテ学期末試験卒業試験ノ二種トシ学期末試験

ニ於テハ其期間所修ノ學業ニ

就キテ試問シ卒業試験ニハ学年間所修ノ學業ニ就キテ試問スルモノトス

第十二条 学期末ノ試験ヲ考查スルニハ該試験ノ評点ニ日課点ヲ加

ヘニ除シテ之ヲ定ム 但シ学科ノ種類ニ依リテハ日課点ヲ以テ

試験ノ評点ニ代フルコトアルベシ

第十三条 卒業ノ成績ヲ考查スルニハ該試験評点ノ二倍ニ各学期末

成績ノ評点ヲ加ヘ五除シテ之

ヲ定メ各学科ノ評点四十点以上通約平均六十点以上ニシテ操行尋

常以上ノモノヲ合格トス

第十四条 病氣又ハ止ムヲ得ザル事故ニ依リテ卒業試験ヲ受クルコ

ト能ハザルモノハ平素ノ成績ヲ考查シ追試験ヲ行フ事アルベシ

第十五条 所長ニ於テ卒業セリト認メタルモノニハ第一号書式ノ卒業

業證書ヲ授与ス 但シ卒業ヲ認定スルニハ出席日数ヲ参照ス

●第五章 授業料

第十六条 授業料ハ一ケ月金一円トシ毎月五日以内ニ其月分ヲ納付

スベシ

第十七条 授業料ハ出席日数ノ如何ニ係ラズ徴収ス但シ学校ノ休業

又ハ停学全月ニ涉リタルトキハ之ヲ徴収セズ

●第六章 寄宿舎

第十八条 生徒ハ本所指定ノ寄宿舎又ハ公認下宿ニ入ルベシ但シ特ニ許可シタルモノハ此限ニアラズ

第十九条 本所職員ハ寄宿生徒ヲ監督ス

●第七章 入学及退学

第二十条 入学志望者ハ第二号書式ノ入学願書ニ第三号書式ノ履歴書ヲ添ヘ所属町村長ノ証明ヲ得テ本所長ニ提出スベシ

第二十一条 入学ノ許可ヲ得タルモノハ父兄又ハ後見人ヲ以テ保証人ト定メ第四号書式ノ在学証書ヲ差出スベシ

第二十二条 入学志願者ノ数本所定員ヲ超過スルトキハ選抜試験ヲ行フ

第二十三条 入学ノ上ハ忘<sup>ニ</sup>半途退学ヲ許サズ 但シ止ムヲ得ザル事故アルトキハ事実ヲ詳具シ保証人連署ニテ本所長ニ願出ツベシ

●第八章 褒賞及懲戒

第二十四条 操行学業共ニ優等ナルモノ若クハ善良ナル行為アリテ他生徒ノ模範トナルベキ者ハ之ヲ褒賞ス

第二十五条 本所ノ規則ヲ犯シ訓誨ニ服セズ其他生徒タルノ本分ヲ汚シタル者ハ左ノ各号ニ依リ懲戒ス

- 一、戒飭 二、謹慎 三、停学 四、退学

●第九章 職員

第二十六条 職員ハ教育勅語ノ趣旨ヲ奉体シ誠実ニ其職務ニ服スベシ

第二十七条 所長ハ所務ヲ整理シ所属職員ヲ統督ス

第二十八条 職員ハ所長ノ指揮ニ從ヒ教授ヲ担任シ且之ニ属スル業務ヲ掌ルベシ

第一号(用紙鳥ノ子)

卒業証書
族籍
所印
氏名
生年月日
右者本所所定ノ教科ヲ履修シ其業ヲ了ヘタリ
仍而茲ニ之ヲ証ス
年月日
岡山県上房郡
割印
私立有漢女子准教員養成所長氏名
第何号
印長所

第二号(用紙半紙)

入学願
原籍 県郡町村大字地番
現住所 県郡町村大字地番
族籍
氏名
生年月日
右貴所へ入学仕度入学ノ上ハ御規則堅ク相守リ
申ベクニ付御許可相成度別紙関係書類相添へ此
段相願候也
年月日
右
岡山県上房郡私立有漢女子准教員養成所長氏名殿
前書出願ニ付調査候処族籍氏名生年月日等相違
無之小学校令施行規則第四百四条ノ各号ニ該當セ
ズ且教員タルニ不都合ノ行為ナキ者タルコトヲ証
明候也
年月日 郡町村長 氏名 印

第三号 (用紙半紙)

履歴書	原籍 県郡町村大字地番 現住所 県郡町村大字地番 華士族平民戸主誰女妹等 氏名
一 学業	生年月日
一 何年何月ヨリ何年何月マデ県郡市町村立何尋常(高等)(尋常高等)小学校卒業其証書写別紙ノ通	
一 何々	
二 職務	
一 何年何月ヨリ何年何月マテ何職ニ従事シ又ハ何学校何ニ雇ハル	
三 賞罰	
一 何年何月尋常科第何学年成績優等ニ付何ヲ受ク	
一 何年何月何科何年皆勤ニ付何ヲ受ク	
一 何年何月何ニ付何ヨリ何賞又ハ何罰ヲ受ク	
右ノ通りニ候也	
年月日	右 氏名 ㊟

第四号 (用紙半紙)

在学証書	住所族籍誰女妹又ハ戸主 氏名
生年月日	
右今般入学御許可相成候ニ付テハ御規則堅ク相守ラセ申スベク尚本人在学中ノ事件ハ一切引受申スヘク候也	
住所族籍父兄後見人 氏名 ㊟	
年月日	
岡山県上房郡私立有漢女子准教員養成所長氏名殿	

註

- (1) 牧昌見、『日本教員資格制度史研究』、風間書房、昭和四六年、二二九ページ〜二三四ページ。
- (2) 山田昇、『教員養成』(国立教育研究所編、『日本近代教育百年史』第四卷(学校教育二)、一九七四年、一四一〜一六六ページ)。
- (3) 佐藤幹男、『近代日本教員現職研修史研究』、風間書房、平成一二年、二三九ページ〜二四〇ページ。
- (4) 加島大輔、『明治期の府県における小学校教員養成と教員養成所』(日本教師教育学会第一五回大会発表レジュメ)、三ページ〜五ページ、八ページ。
- (5) 山本朗登、『戦前兵庫県における乙種講習科に関する研究』(神戸大学発達科学部、『神戸大学発達科学部研究紀要』一四(二)、二〇〇七年、八二ページ〜八三ページ)。
- (6) 前出『日本教員資格制度史研究』、二三四ページ。
- (7) 岡山県教育史刊行会、『岡山県教育史』下巻、昭和三六年、三三三ページ〜三三五ページ。
- (8) 拙稿、『史料紹介 私立有漢教員養成所学則(その一)』(美作大学・美作大学短期大学部、『紀要』第四二号・第五四号、平成二二年、八ページ、註(5) (1)を参照されたい)。
- (9) 同前、二ページ〜三ページを参照されたい。
- (10) 蛭田禎男氏所蔵、岡山県上房郡私立有漢教員養成所編、『沿革史』、発行年不明、一三ページ。
- (11) 岡山県立記録資料館所蔵、『岡山県報』第一三五号、明治四一年二月一〇日刊。
- (12) 同前。
- (13) 同前。
- (14) 岡山県立記録資料館所蔵、『岡山県報』第五〇号、明治三三年二月三一日刊。
- (15) 岡山県立記録資料館所蔵、『岡山県報』第七一号、明治二六年

八月一〇日刊。

「県訓令乙第四〇号（明治二六年七月二八日）」においては、

普通教育ノ必要ハ男女ニ於テ差別アルコトナク、且女子ノ教育ハ将来家庭教育ニ至大ノ関係ヲ有スルモノナリ、現在学齡児童百人中修学者ハ六十五人強ニシテ、其中女子ハ僅ニ二十四人強ニ過キス、今不就学女子ノ父兄ヲ勧誘シテ就学セシムルコトト怠ラサルヘキト同時ニ、女子ノ為ニ其教科ヲ益実用ニ近切ナラシメサルヘカラス、裁縫ハ女子ノ生活ニ於テ最モ必要ナルモノナリ、故ニ土地ノ情況ニ依リ、成ルヘク小学校ノ教科目ニ裁縫ヲ加フルヲ要ス

と、低度に止まる女子就学率を踏まえ、保護者への勧誘と共に、小学校教育に裁縫科といった実用的内容を取り入れ、女子の誘導を図り、その就学率向上が期待されていた。

(16) 岡山県立記録資料館所蔵、『岡山県報』第八号、明治三〇年一月二八日刊。

「県訓令乙第五二号（明治三〇年二月二八日）」においては、

方今小学教育ノ普及ヲ計画スルノ際、小学校ニ於テ男児ト女児トハ務メテ学級ヲ別チ、教室ヲ異ニシ、尚便宜学校ヲ別ニシ、各其ノ性質、習慣ト生活ノ必要トニ応シ、最モ適切ナル方法ヲ以テ之ヲ教育センコトヲ要ス、此ノ如キハ畜ニ男児教育ノ実相ヲ益發揮スルニ必要ナルノミナラス、又女児教育ヲ益女児ニ適切ナラシムルニ依リ、自ラ女児就学ノ数ヲ増加スルコトヲ得ン

と、小学校教育の普及に際しては男女別学が奨励され、それによる両者への教育上の効果、とりわけ女子の就学率向上が期待されていた。

(17) 前出『岡山県教育史』下巻、二八四ページ。

(18) 同前、一九四ページ～一九五ページ。

(19) 同前、三〇〇ページ～三〇一ページ。

（謝辞）

小論は、前回発表「史料紹介 私立有漢教員養成所学則（その一）」と同様、蛭田禎男先生、秋葉將先生の一方ならぬご学恩の賜物です。この場をお借りしまして、両先生を始め、養成所に係る調査に際し、お力添え戴きました関係各位に心よりお礼申し上げます。